



滋 循 第 6 0 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 25 日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



第五次滋賀県廃棄物処理計画について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 第 1 項で、都道府県は区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないとされており、本県では平成 27 年度に貴審議会の答申を受けて「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制や再使用の取組強化およびリサイクルの推進や適正処理の徹底に努めてきたところです。

このような中、昨年、本県では環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた滋賀県環境総合計画を改定し、「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」を目指す将来の姿とした上で、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目標としました。また、国においては、平成 30 年 6 月に循環型社会形成推進基本計画が改定され、持続可能な社会づくりとの統合的取組をはじめ 7 つの方向性の実現に向けて、各主体との連携の下、総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくとされているところです。

このような状況を踏まえ、新たに令和 7 年度を目標年度とする次期廃棄物処理計画を策定することとし、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。